

繰上償還申出書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市職員共済組合理事長

職 員 コ ー ド

所 属

氏 名

所属電話番号 (- 内線)

下記のとおり貸付金の一部を繰上償還したいので申し出ます。

記

貸付種別 (該当するものに○印)	1 住宅 2 介護 3 災害 4 自動車 5 敷金 6 入学 7 修学(修学大1 ・ 修学大2 ・修学高)		
償還希望月	平成 年 月	* 払込日は毎月25日です。	
償還希望額 (元金の額)	万円	* 賞与償還分を7・12月以外に繰上償還する場合は、元金のほか経過利息がかかります。	
賞与併用償還がある場合の繰上償還方法	1 賞与を優先して償還する。 2 賞与・給与が同時期頃に終了するように償還する。		

注 意

- 原則として、10万円を最低額とし、1万円単位でお申し出下さい。
 - 「繰上償還承認書」等を送付しますので、25日までに指定の口座に振り込んで下さい。なお、振込手数料はご本人負担となります。
 - 「繰上償還承認書」等は庁内メールで次のとおり送付致します。届かない場合は職員共済組合(711-4452 内線1393)までご連絡ください。
- | | |
|----------------|----------------------|
| 償還希望月が申出と同月の場合 | 申出書受領後3日以内に発送(土日祝除く) |
| 償還希望月が申出の翌月の場合 | 翌月の5日頃発送 |
- 元金の償還が開始する前に繰上償還することはできません。また、育休による償還猶予中の方は、繰上償還することはできません。
 - 繰上償還は月2回以上行うことはできません。
 - 所得税の住宅借入金特別控除対象の方は、繰上償還後の償還期間にご注意ください。償還期間が10年未満となる場合は控除の対象外となります。承認書と一緒に送付する「共済貸付金償還台帳(繰上償還)」で償還期間を確認ください。

共済組合記入欄

起案 平成 年 月 日	承認書・納付書送付日	受 付
決裁 平成 年 月 日		
事務局次長	係長	審査係員

上記申出について、別紙「繰上償還承認書」のとおり承認してよろしいか。

(貸付番号 号)

※ 太枠内を記入してください。